

【10.31 校長講話「当たり前」のことに疑問を持つ】

裁判官Bが、裁判官Aに質問をしました。

裁判官B

「今日の昼間の裁判の男どうでしょうか。もしあなたが私だったら、どのように裁きますか。」
それに対して、裁判官Aは、次のように答えました。

裁判官A

「あなたは私が答えられないということを知っているはずだ。彼の父親は5年前に死んだというだけでなく、彼は私の息子でもあるのですから」

←この会話を聞いて「おかしいな？」と感じた人はいますか。私は、この話を聞いた時に、この赤い部分に、違和感を覚えました。それは、私に「裁判官＝男性」という「思い込み」があったからです。私は、なぜそのように思い込んでしまったのか気になって調べてみました。最高裁判所にいる15人裁判官のうち、女性はたったの2名。女性の裁判官が少ないことが、私の思い込みにつながっていたのかもしれない。



女優の伊藤沙莉さんが主人公「猪爪寅子」を演じたドラマ「虎に翼」を知っていますか？この主人公は、戦後、女性初の弁護士となり、のちに裁判官としても活躍した三淵嘉子さんをモデルにしています。このドラマでは、「家事と育児は女性の仕事」のような日本で古くから続いていた社会のきまりを背景にした性別により不当な扱いを受ける「ジェンダー問題」が取り上げられました。

ドラマでは、様々なジェンダー問題に主人公の寅子が「はて？」（おかしいな）と疑問の声を上げます。その疑問の原動力になったのが「日本国憲法」です。第14条には、国籍や宗教、性別、地位、出身などで差別されないことが明記されています。この平等権と呼ばれる権利が全ての人に保障されたのは今から70年以上前のことです。しかし、今でも差別や思い込みにより不当な扱いを受ける人たちがいます。

日本国憲法第14条 平等権

すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない

19

差別をなくすことはできないのでしょうか？

憲法第12条には、互いの自由や平等を守るためにはみんなの努力が必要だと書かれています。

日本国憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不断の努力**によって、これを保持しなければならない。

23

では、自由や平等を守るために何ができるでしょうか。

先日衆議院議員選挙が行われました。その中で選択的夫婦別姓の制度化が注目されました。この制度は、夫婦が望む場合は、結婚後もそれぞれの結婚前の姓を使うことを認める制度のことです。現在の日本では、法律で結婚するとどちらか一方が姓を変えなければならないことになっています。国の調査では、昨年結婚した夫婦のうち94.5%が夫の姓を選択しました。私が結婚する時も、当たり前のように妻に名字を変えてもらいました。その時、妻が「私が嫁ぐと、私の家の名字が途絶えてしまう」と話したことを今でも覚えています。

夫婦同姓を導入している国は、世界で日本だけです。このことから日本で当たり前だと考えていたことが、世界から見ると当たり前でないことがわかります。

「はて？」から始まる

対話

誰もが幸せに生きるために
ともに考える

これから始まる人権学習で、世の中にある様々な人権問題を通して、寅子のように世の中の「普通」や「当たり前」に「はて？」（おかしいな）という疑問をもち、誰もが幸せに生きることができるようするためにどんなことができるか仲間ととことん対話をして、自分たちで「新たな価値」を見出していきましょう。